

財団法人中島記念国際交流財団助成による  
平成22年度留学生地域交流事業 募集要項

1. 目的

この事業は、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）が、財団法人中島記念国際交流財団（以下「中島財団」という。）から委託された資金を基に、地域における外国人留学生と日本人等住民との相互理解促進に係る事業を助成することにより、日本の諸地域における外国人留学生の適切な受入れ環境を整備し、留学生交流を推進することを目的とする。

2. 申請団体

日本国内の以下の団体とする。

- (1) 公益法人
- (2) 地方公共団体
- (3) 学校教育法第一条に規定する大学、高等専門学校
- (4) その他の非営利団体（任意団体については規程、会則等に基づき、意思の決定及び会計処理のための組織があり、事務所を設けている団体に限る。）

3. 助成対象事業

留学生交流推進を目的とした以下の事業を助成する。

- (1) 国際理解教育の推進のための外国人留学生を活用した事業

例：初等中等教育課程における異文化理解教室、地域住民に対する国際理解講座、留学生及びその家族に対する日本語日本文化教室等の開催などの事業

- (2) 外国人留学生の生活支援体制整備のための事業

例：賃貸住宅保証人制度の整備、生活相談、語学ボランティア等の活動、日常生活における手引き書の作成、就職支援活動など、留学生生活支援にかかる事業

- (3) 外国人留学生と地域住民との交流推進のための事業

例：ホームステイ・ホームビジット制度等の整備、地域におけるさまざまな活動に留学生を参加させるなど、地域住民との交流を図る事業

- (4) 外国人留学生の各種支援を目的とする関係諸機関相互のネットワーク整備のための事業

例：留学情報や留学生の生活情報提供、留学生担当者の育成、在日留学生・帰国留学生等支援のためのネットワークづくりなど、各種ネットワーク整備事業

\*趣旨や活動が政治、宗教、思想、営利などの目的に偏る団体、事業は対象外とする。  
\*周年記念事業も対象となる。平成22年の主な周年事業は以下のとおりである。  
「日ラオス外交関係樹立55周年」「日ミャンマー外交関係樹立55周年」「日本・カンボジア間友好条約55周年」「日墨交流400周年」「日ポルトガル修好150周年」「日トルコ友好120周年」「日アフガニスタン国交樹立80周年」「アフリカの年50周年」  
詳細は外務省ホームページ「2010年の主要文化・周年事業リスト」を参照のこと。  
( [http://www.mofa.go.jp/MOFAJ/gaiko/culture/koryu/kuni/jigyo/topics\\_2.html](http://www.mofa.go.jp/MOFAJ/gaiko/culture/koryu/kuni/jigyo/topics_2.html) )

#### 4. 助成事業実施期間

平成22年5月1日（土）から平成23年1月31日（月）までとする。

#### 5. 助成額及び助成件数

予算の範囲内で、以下のとおりとする。

1件あたり50万円以上300万円以下      35件程度

#### 6. 助成対象経費

助成金は、「支出科目分類一覧表」（別紙1）に明示された事業費に充てるものとする。

\* 交付した助成金は、上記4の期間に実施する事業の経費に充てるものとし、それ以前の支出は対象外とする。

#### 7. 申請方法

本事業による助成を受けようとする団体の長は、次の書類を下記申請書類送付先に提出すること。

- (1) 「財団法人中島記念国際交流財団助成による平成22年度留学生地域交流事業助成金申請書」（様式1）
- (2) 「留学生地域交流事業 事業計画書」（様式2-1）
- (3) 「留学生地域交流事業 実施体制表」（様式2-2）
- (4) 「留学生地域交流事業 予算計画書」（様式3）
- (5) 申請団体の組織及び事業の概要

\* 応募に際し、様式2-1 / 2-2 及び様式3は必ず電子データで提出すること。

\* 予算計画書（様式3）の支出科目については、「支出科目分類一覧表」（別紙1）にて確認の上、作成すること。

\* 提出された申請書類は、返却しない。

\* 収集した個人情報、申請受付に関する業務にのみ利用する。

#### 8. 申請受付締切日

平成22年3月19日（金）〈消印有効〉とする。

9. 選考及び選考結果通知

(1) 選考

選考は、別紙2の審査方針に基づき行われ、機構理事長が決定する。

(2) 選考結果の通知

選考結果については、機構理事長から申請団体の長宛に通知する。

通知時期：平成22年4月下旬（予定）

\*選考結果についての個別の問合せには回答しない。

10. 助成決定後の手続等

採用団体の長は、助成決定の通知を受領後、助成金の請求を行う。

助成金請求の際には、「請求書」、「事業計画書（確定版）」、「予算計画書（確定版）」及び「誓約書」を提出するものとする。

事業終了後30日以内に、「実施報告書」及び「決算報告書{各支出の領収書（原本）添付のもの}」を提出するものとする。

\*詳細は、助成決定通知の際に送付する「事務手続きの手引き」を確認のこと。

11. 助成決定の取消等

申請内容に虚偽の記載があった場合には、申請を無効とする。

本助成金が対象外の経費に充てられたことが判明した場合、事業内容を許可なく変更した場合及び書類提出期限を守らない場合には、助成額の減額や助成決定の取消しをすることがある。

12. その他の注意事項

他の助成金を受給する事業であっても、申請することができる。

事業実施にあたり、各種印刷物・掲示物等には、次の表記をするものとし、表示箇所は、原則として左上とする。

『(財)中島記念国際交流財団助成』(独)日本学生支援機構実施事業

13. 申請書類送付先及び照会先

〒135-8630 東京都江東区青海 2-2-1

独立行政法人 日本学生支援機構

留学生事業部 交流事業課 交流事業係

TEL: 03-5520-6033 FAX: 03-5520-6034

E-MAIL: [nak@jasso.go.jp](mailto:nak@jasso.go.jp)

本募集要項及び様式は、下記ホームページに掲載しています。

([http://www.jasso.go.jp/exchange/local\\_boshu.html](http://www.jasso.go.jp/exchange/local_boshu.html))

## 支出科目分類一覧表

科 目	内 容
1. 諸謝金	委員会などへの委員の出席謝金等 及び 講師や通訳など外部の専門家に対する謝金（商品券等の現物謝礼を含む） （例： 会議出席謝金、講演謝金、講師謝金、実演謝金等）
2. 旅費	旅程100 k m以上の交通費、鉄道賃及び宿泊費等 （例： 出張旅費等） *宿泊費のみを支払う場合は、雑費に計上すること。
3. 消耗品費	消耗品代 （例： 文房具、医薬品、食材費等）
4. 印刷製本費	ポスター、パンフレット、報告書等のコピー、印刷、製本費用 （例： 印刷費、製本費等）
5. 通信運搬費	郵送料、宅配便代、銀行等振込手数料、旅程100 k m未満の交通費・鉄道賃等 （例： 切手代、送金手数料、交通費等）
6. 会議費	委員会や各種会議において提供する飲料代等 （例： 会議用茶代等）
7. 支払賃借料	会場借料や会場設営費用、車両・備品借上料等 （例： バス借上代、会場使用料、機材レンタル代等）
8. 広告宣伝費	開催告知等の新聞・雑誌等掲載費用 （例： 新聞広告料、新聞折込料金等）
9. 保険料	傷害保険料 （例： イベント保険、ボランティア保険等）
10. 雑費	上記経費項目にあてはまらない諸経費 （例： 高速料金・駐車料金、写真現像代、入場料、レセプション（懇談会）等経費、 宿泊費、クリーニング代等）

## (助成金の対象とならないもの)

- 実施団体の役職員に対して支給する人件費及び諸謝金
- 奨学金、懸賞金等（商品券等の現物を含む）の支給やこれらに類するもの
- 旅費等が発生する事業における航空機のスーパーシート料金、鉄道のグリーン料金
- 会議費が発生する事業において、会議費の範囲を逸脱する費用
- アルコール飲料
- 施設・設備の購入・改修や、什器備品の購入等の費用
- 家屋や駐車場などの賃貸料
- 事務所などの維持にかかる電気・水道・ガス・電話等の費用
- その他事業の実施に必要ながあると認められない経費

## 平成22年度留学生地域交流事業審査方針

以下の観点から審査を行う。

### I. 事業の趣旨及び効果

- ・地域における外国人留学生と日本人等住民との相互理解促進に資するものであること。
- ・日本の諸地域における外国人留学生の適切な受入れ環境を整備し、留学生交流を推進するものであること。

### II. 事業の内容

- ・地域の特性を生かした内容であること。
- ・創意工夫を凝らした内容であること。
- ・事業の内容は、趣旨・目的を達成するに足るものであり、助成対象事業の区分ごとに以下の項目に適合していること。

#### (1) 国際理解教育の推進

意見交換、体験の共有など、双方向の交流及び理解が促進されるものであること。

#### (2) 生活支援体制整備

地域の留学生が広く対象となるものであること。

#### (3) 地域住民との交流推進

留学生と地域住民が、企画・運営・実施に参加し、双方向の交流及び理解が促進されるものであること。

#### (4) ネットワーク整備

地域の外国人留学生、帰国外国人留学生等を支援するための幅広いネットワーク整備をするものであること。

### III. 参加者への周知方法

- ・実施事業の対象となる外国人留学生、地域住民等に適切かつ効果的な周知がなされていること。

### IV. 予算計画

- ・事業の実施内容に見合った予算計画であること。
- ・予算の積算が、無駄なくかつ効率的であること。

### V. 実施体制

- ・事業実施及び会計の責任者及び担当者が配置されていること。
- ・地域の関係機関との連携・協力がある場合、連携・協力体制が整備されていること。

以上